

平成28年第4回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成28年11月28日 開会

平成28年11月28日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成28年第4回新十津川町議会臨時会

平成28年11月28日（月曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 発議第3号 新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

第4 議案第55号 新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について

第5 議案第56号 平成28年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）

○出席議員（11名）

1番	進藤久美子君	2番	杉本初美君
3番	鈴井康裕君	4番	小玉博崇君
5番	白石昇君	6番	西内陽美君
7番	安中経人君	8番	青田良一君
9番	長名實君	10番	笹木正文君
11番	長谷川秀樹君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	中畑晃君
会計管理者	谷口秀樹君
保健福祉課長	野崎勇治君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後木満男君
建設課長	村中忠夫君
教育委員会事務局長	遠藤久美子君
代表監査委員	山本忍君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長

高 宮 正 人 君

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただ今から、平成28年第4回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により、議長より指名いたします。

1番、進藤久美子君。2番、杉本初美君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、発議第3号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

8番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） 皆さん、おはようございます。議長からのご指示がございましたので、発議第3号につきましての説明をいたします。

新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、地方自治法第112条の規定により、提出しますとなっています。

提出者といたしまして、私以下記載されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。裏面をお開きいただきたいと思っております。

発議第3号でございます。新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の

一部改正についてということでございます。新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定めるとしております。

提案理由でございますが、平成28年8月の人事院勧告に準拠いたしまして、新十津川町議会議員の期末手当に関し、所要の改正を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるという内容でございます。

内容の説明の前に、過日全員協議会が開催されまして、この内容につきまして今までの経緯等々を含めながら、皆さんで審議をいたしました。

その過程の中で、住民生活も決して、何と言いますかね、いわゆる、アベノミクスというような形の中で進んでいるというようには思えないこの時期に、議員報酬のアップに関する部分について、少し考えるべきでないかというふうな意見がございました。

そのほかに、この部分につきましては、議会の議決事項ではありますが、やはり自分で自分の報酬等を上げていくというふうな部分についての違和感みたいなものを住民から受ける場合もございますので、この辺は少しルールを見直して、第三者の方にも審議をしてもらうような工夫も必要ではないかといったような意見が出されました。こういったことを踏まえまして、今般このような形で提案をすることになりましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

第1条でございますけれども、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するというところで、第6条中第2項の割合ですけれども、100分の220を100分の230に改めると、これが1つでございます。

第2条としましては、同じように第6条中第2項中にあります100分の195の割合を100分の200に、さらに100分の230とあります割合を100分の225というふうに変更するという内容でございます。

なお、この中身につきましては、皆さんのところに配布しております条例の新旧対照表、これをご覧になるとご理解いただけるものと思っております。

附則でございますが、この条例は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第2条中の規定につきましては、平成29年の4月1日から施行するというふうになってございます。

以上、発議第3号の内容についての説明を申し上げました。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、発議第3号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第55号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程いただきました議案第55号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について。

新十津川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

次に、提案理由でございますが、5ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、平成28年8月の人事院勧告に準拠し、町長、副町長、教育長及び職員の給与等に関し、所要の改定を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明は、総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） 皆さん、おはようございます。ただ今上程いただきました議案第55号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正の内容について、ご説明を申し上げます。

本条例は、新十津川町職員の給与に関する条例の一部、新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を一括して改正する条例でございますが、今回の条例改正は、提案理由にもありましたように、平成28年8月の人事院勧告に基づいて、給与の改正を実施いたしたいとするもので、期末、勤勉手当の基準日前に改正が必要となることから、条例改正の必要がある場合には、この時期に提案をさせていただきます。

本年、8月8日に示されました今年度の人事院勧告による改正概要は、次の2点となります。

1つ目は、民間給与との較差等に基づく給与改定でございまして、民間給与、ボーナスとの較差を埋めるための月例給の引き上げと、期末、勤勉手当支給月数の引き上げとなっております。

2つ目は、給与制度の改正でありまして、扶養手当をめぐる状況の変化等を踏まえた配偶者及び子に係る扶養手当の見直しと、家族形態の変化や様々な介護の状況に柔軟に対応できるよう民間労働法制の見直しが行われていることを踏まえた、介護休暇等に係る制度改正となっております。

では、内容の説明を申し上げます。お手元に配布しております新旧対照表も併せて参照いただきますようお願いをいたします。

まず、新旧対照表の1ページをご覧ください。

一部改正条例、第1条関係、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正で、第13条の4の勤勉手当でございます。

第2項第1号は、再任用以外の職員の勤勉手当支給割合についてございまして、現行の6月及び12月の支給割合100分の80を、今年度の勧告に沿って、支給割合を0.1か月分引き上げるものであり、支給割合を100分の90に改正したいとするものです。

第2号は、再任用職員の勤勉手当支給割合についてございまして、今年度の勧告に沿って、支給割合を0.05か月分引き上げ、現行の支給割合100分の37.5を、100分の42.5に改正したいとするものでございます。

次に、附則でございます。

附則第8項、特定職員といわれる、給料表6級の55歳以上の職員に係る勤勉手当の減額率を改正するもので、現行の減額割合100分の1.2を、100分の1.35に改正したいとするものでございます。

次に、議案に一度お戻りいただきまして、第1条の下から2行目、別表第1及び別表第2でございますが、これは、一般職給料表と医療職給料表でありまして、提案理由の次のページから記載をさせていただきます。

今回の改正も、昨年度に引き続き、若年層に重点を置いた勧告内容となっており、初任給については、1,500円の引上げ、その他については、400円の引上げを基本とした改定となっており、給料表の平均改定率は、0.2パーセントでございます。

以上が、第1条に係る内容ですが、この条文の改正は議案の3ページ、附則第1項のとおり、公布の日から施行したいとするものですが、第2項にありますように、給料表の改正につきましては、平成28年4月1日から適用したいとするものでございます。

次に、新旧対照表にお戻りいただきまして、2ページでございます。

一部改正条例、第2条関係。同じく、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正で、第7条、扶養手当でございます。

第3項、扶養手当月額の改正で、配偶者の扶養手当を、現行の1万3,000円から配偶者以外の扶養親族と同額の6,500円に引き下げ、子の扶養手当を6,500円から1万円に引き上げたいとするものです。

第8条は、扶養手当に関する届け出規定の改正で、第1項は、配偶者がいない場合、被扶養者の人数によって扶養手当の金額が定められていましたが、配偶者の有無による手当額の差がなくなることから、これに係る諸規定の整理を行うものです。

第3項は、扶養手当支給額の改定事由について、号を立てて整理するものです。

次に、5ページ、第13条の4、勤勉手当でございます。

この条文につきましては、先ほどの第1条の改正案を、さらに改正する内容で、平成29

年4月1日から施行したいとするものでございます。

したがって、この条文の現行欄の規定は、先ほどの第1条関係の改正案の部分が、そのまま記載されることとなっております。

第2項第1号につきましては、今年度の勧告に沿って100分の90とした支給割合を100分の5引き下げ、6月、12月とも、100分の85の支給割合に改正したいとするものでございます。

第2号の再任用職員の勤勉手当支給割合につきましても同様に、現行の支給割合100分の42.5を100分の2.5引き下げ、6月、12月ともに、100分の40に改正したいとするものです。

附則でございます。

附則につきましても同様の改正でございます。附則第8項、特定職員に係る勤勉手当の減額率を改正するもので、現行の減額割合100分の1.35を100分の1.275に改正したいとするものでございます。

以上の一部改正条例、第2条につきましては、議案の3ページ、一部改正条例、附則第1項第2号のとおり、平成29年4月1日から施行したいとするものでございます。

次に、一部改正条例、第3条関係、新旧対照表にお戻りいただきましてご覧いただきたいと存じます。

新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第5条、期末手当でございます。

第2項、町長、副町長及び教育長の12月支給分の期末手当について、一般職職員と同じく100分の10の引き上げを行い、100分の220から100分の230に改正したいとするものでございます。

なお、この条文の改正は、議案3ページ、附則第1項のとおり、公布の日から施行したいとするものでございます。

再度、新旧対照表6ページ、ご覧いただきたいと存じます。

一部改正条例、第4条関係。同じく、新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第5条、期末手当でございます。

この条文につきましては、先ほどの第3条関係の改正案を、さらに改正する内容で、現行欄の規定は、第3条関係の改正案の部分が、そのまま記載されてございます。

第2項において、一般職職員と同様に、今年度引き上げた12月の支給割合を100分の5引き下げ、その分を6月の支給割合に加算するという改正の内容で、6月支給分の期末手当現行100分の195を100分の200に、12月支給分の期末手当現行100分の230を100分の225に改正したいとするものでございます。

一部改正条例、第4条につきましては、議案3ページ、一部改正条例、附則第1項第2号のとおり、平成29年4月1日から施行したいとするものであります。

次に、新旧対照表6ページを再度ご覧願います。

一部改正条例、第5条関係。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、第8条の2、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限でございます。

第1項から第3項までが、小学校就学前の子がある職員の勤務制限に関するもので、第1項が、深夜勤務に対する制限、第2項及び第3項が、時間外勤務の制限に係る内容と

なっておりますが、これらの勤務制限の対象となる子の範囲が、現行では、職員と法律上の親子関係がある子に限られていることから、子の範囲を拡大して、特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子などにも拡大するというものでございます。

第4項は、要介護者を介護する職員について、第1項及び第3項の規定を準用する規定でありまして、読み替え規定の改正でございます。

次に、8ページ、第11条、休暇の種類から第15条の2、介護時間は、介護休暇等に係る制度改正に係る改正で、介護休暇取得方法の変更、介護時間の新設について規定する内容となっております。

第15条、介護休暇でございます。

第1項ですが、現行の第2項において、介護休暇の取得期間について、連続する6月の期間内において取得できることとなっておりますが、これを、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で取得できるように改正したいとするものです。

第15条の2、介護時間でございます。

介護時間については、今回、新たに新設された制度でありまして、第1項、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日の勤務時間の一部について休暇を取得できるものであります。

ただし、第15条第1項にあります介護休暇の指定期間と重複する期間については、除かれることとなっております。

第2項、介護の時間については、1日につき2時間を超えない範囲内としております。

第3項、準用規定でございます。第15条第3項は、介護休暇の取得に際して、勤務しない時間について給与額を1時間単位で減額する規定でありまして、介護時間について、準用するというものでございます。

以上の一部改正条例第5条につきましては、議案3ページ、一部改正条例附則第1項第1号のとおり、平成29年1月1日から施行したいとするものであります。

引き続き、議案3ページ、附則の内容でございますが、第1項、第2項は、施行期日の規定で条文改正の中で説明したとおりでございます。

附則第3項については、第1条の規定による改正前の給与条例により支給された給与の内払のみなし規定について定めております。

第4項については、改正条例第2条の扶養手当改正に係る特例措置について規定したもので、扶養手当受給者への影響を配慮して、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間、特例措置を講じるという内容でございます。

特例措置の概要を申し上げますと、配偶者につきましては、現行1万3,000円を、平成29年度に1万円、平成30年度に6,500円へ改正するものです。

子につきましては、現行6,500円を、平成29年度に8,000円、平成30年度に1万円へ改正する内容となっております。

第5項については、改正条例第5条の介護休暇に係る経過措置を規定したもので、施行日であります平成29年1月1日において、介護休暇の承認を受けた期間がある場合には、引き続き、その期間を改正後の指定期間として指定するという内容でございます。

参考までに、今回の給与改定を実施した場合の今年度の職員への影響額についてですが、

一般職職員1人当たりでは、年間2万4千円程度の年収増となる見込みとなっております。

なお、給与改定を実施した場合、人件費予算に不足が生じる見込みとなりますので、所要額につきましては、本臨時会に補正予算として付議させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第55号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。ありませんか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 職員の給与に関しましては、毎年人事院勧告に準拠して行われるということは理解しておりますが、町職員以外に臨時職員に関して、その方々の給与というのは、いつどのように改定とか見直しをするのか、また、される場合の根拠というのは何を基に行われているのかということが、今回の条例の改正とは直接関わりはないのですけれども、ちょっとお聞きしたいと思いますのでお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） はい。ただ今の6番議員の質疑にお答えをいたします。

臨時職員の賃金に関しましては、最低賃金が毎年秋頃に改定が示されているところでございまして、これに則って改正を行っているところでございます。

具体的には、本年も秋に最低賃金のアップが示されております。現行では、本町は最低賃金を上回った賃金を皆さんに給付しているところでございます。手続き的には、次年度の予算編成に入る前に、今年度の賃金のアップリストを勘案しまして、平成29年度の最低賃金の上昇の予想を見立てまして、その分を平成29年4月以降の給与から先に上乘せをして、皆さんにお支払いをするというような手続きを行ってございます。

仮に来年の秋に、また、最低賃金を本町の賃金が下回るようなことがあれば、それはすぐに改正いたしますが、現行では、最低賃金を上回って支給をしてございますので、申し添えさせていただきます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第56号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第4号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第56号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第4号。

平成28年度新十津川町一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,183万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億7,942万2千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては、副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第56号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第4号につきまして、内容をご説明申し上げます。

24ページ、25ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

19款、繰越金。補正額1,183万3千円、計1億2,776万8千円。

歳入合計、補正額1,183万3千円、計59億7,942万2千円。

続きまして、歳出でございます。

1款、議会費。補正額22万4千円、計5,331万円。財源内訳、一般財源で22万4千円。

13款、職員費。補正額1,160万9千円、計8億7,411万5千円。財源内訳、一般財源で1,160万9千円。

歳出合計、補正額1,183万3千円、計59億7,942万2千円。財源内訳は、一般財源で1,183万3千円でございます。

次に、歳出の内容をご説明申し上げます。

28ページからになります。歳出。

1 款 1 項 1 目 議会費。補正額22万 4 千円、計5,331万円。財源内訳は、一般財源で22万 4 千円でございます。内容を申し上げます。1 番、議会議員人件費22万円 4 千円。これにつきましては、本町議会議員の期末手当率の改正に伴い、その増額分を補正計上するものでございます。

次に、30ページ、31ページでございます。

13款 1 項 1 目 職員費。補正額1,160千 9 万円、計 8 億7,411万 5 千円。財源内訳は、一般財源で1,160万 9 千円。内容を申し上げます。1 番、職員人件費1,160万 9 千円。これにつきましては、人事院勧告に準拠し、理事者及び職員の給与及び手当を増額するものと、人事決定時期の関係で、当初予算に計上できませんでした派遣受け入れ職員 1 名分の給与を合わせて補正計上するものでございます。

歳出合計、補正額1,183万 3 千円、計59億7,942万 2 千円。財源内訳、一般財源で1,183万 3 千円でございます。

以上が、歳出補正内容でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第56号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第 4 号は、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成28年第4回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

（午前10時36分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員